

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 速水進治  様  あて名 〒141-0031 日本国東京都品川区西五反田7-9-2 五反田T Gビル9階	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 11.05.2010	

出願人又は代理人 の書類記号 NE-71608W0	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
------------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2010/001880	国際出願日 (日.月.年) 16.03.2010	優先日 (日.月.年) 31.03.2009
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06F13/00(2006.01)i
--

出願人 (氏名又は名称) 日本電気株式会社
--------------------------

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見</li></ul> <p>2. 今後の手続き</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p> <p>3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 21.04.2010
-------------------------

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 菅原 浩二 電話番号 03-3581-1101 内線 3565	51	4679
---	--	----	------

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段  紙形式  
 電子形式
  - b. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの  
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの  
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-23	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-23	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-23	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2000-29813 A (株式会社日立製作所)

2000.01.28, 段落【0040】 - 【0048】, 【0061】 - 【0066】, 第1-3図  
(ファミリーなし)

文献2：JP 2007-184969 A (富士通株式会社)

2007.07.19, 段落【0060】 - 【0080】, 第1図

& US 2005/0188073 A, [0116] - [0160], 第1図

文献3：JP 08-44677 A (株式会社東芝)

1996.02.16, 段落【0022】, 【0026】 - 【0029】, 第2図  
(ファミリーなし)

文献4：JP 2001-312438 A (ノーリツ鋼機株式会社)

2001.11.09, 段落【0101】 - 【0103】, 【0108】 - 【0114】, 第1-2図, 第8-9図

(ファミリー無し)

文献5：JP 2008-234522 A (株式会社日立製作所)

2008.10.02, 段落【0115】, 【0128】

& CN 101272263 A, TW 200839534 A

請求項1-3, 6, 18, 22に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。文献1の段落【0048】には、クライアントが最適な接続先サーバを選択することが記載されている。本願の「コンテンツ情報テーブル」は段落【0040】 - 【0047】(“ミラーサーバ情報”)に、「アクセスコスト」をもとに選択することは、段落【0061】 - 【0065】に(“接続経路を調査し、接続サーバを決定”)記載されている。また、「ネットワーク情報配信装置」に相当する構成は、段落【0066】に示唆されている。また、文献2の段落【0060】 - 【0080】には、「アクセスコスト」を算出するための「評価指標」の例、及び、当該「アクセスコスト」を、経路上のノード間経路が有する「評価指標」の総和として算出することが記載されている。文献1及び2の発明は、最適な接続先サーバを選択するという点で同一の技術課題を有する。文献1の発明において、その共通する技術課題を解決するために、文献2に記載の構成を適用することは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 4-5, 19, 23 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1、文献 2、および、文献 3 より進歩性を有しない。サーバの負荷を記録する「負荷参照テーブル」をもとに接続先サーバを選択することは、文献 3 の段落【0022】、【0026】 - 【0029】に示されている。文献 1-3 の発明は、最適な接続先サーバを選択するという点で同一の技術課題を有する。文献 1 の発明において、その共通する技術課題を解決するために、文献 2 及び文献 3 に記載の構成を適用することは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

請求項 7-17, 20, 21 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2、文献 4 および文献 5 より進歩性を有しない。

文献 4 の段落【0101】 - 【0103】、【0108】 - 【0114】には、配信サーバがクライアントから要求されたコンテンツを有していない場合、他の配信サーバから最適なサーバを選択し、当該コンテンツを受信することが記載されている。また、本願の「コンテンツ情報テーブル」に相当する構成が、段落【0113】に記載されている。

文献 5 の段落【0115】には、データ管理サーバが他のデータ管理サーバを選択するにあたり、「アクセスコスト」、「負荷情報」に相当する情報を利用することが記載されている。また、段落【0128】には、クライアントからの要求を、選択された他のデータ管理サーバにリダイレクトすることが記載されている。

文献 2 の段落【0060】 - 【0080】には、アクセスコストを求める方法が記載されている。文献 2、4 及び 5 の発明は、データを配信するサーバが、他の最適な配信サーバを選択し、当該他のサーバからデータを受信するという点で同一の技術課題を有する。文献 4 の発明において、その共通する技術課題を解決するために、文献 2、5 に記載の構成を適用することは、当業者であれば容易に想到し得たことである。